

協働のまちづくり基本指針

**「住んでいて良かった、これからも住み続けたい」
と思える『かみふらの』を目指して**



平成23年1月
上富良野町

はじめに

我が国は、急激な少子高齢化社会の進展と人口の減少や景気の低迷により国や地方自治体の財政難が続くなど、様々な問題が発生し、深刻な状況に陥っています。



このような中で、国の持っている権限や財源を地方に移譲する地方分権改革が進められており、各々の地方自治体は、権限も裁量の範囲も拡大し、これまで以上に責任を持った行政運営をすることが求められています。

上富良野町では、「町民だれもが、住んでいて良かった。これからも住み続けたいと思えるまちづくり」を今後のまちづくりの目標と定め、これらを進めていくため、「情報共有の原則」、「自助・共助・公助の原則」、「参画と協働の原則」を、まちづくりの基本原則とした「自治基本条例」を平成21年4月1日から施行しました。

これからのまちづくりには、町民と行政が対等な立場で、信頼できるパートナーとして、お互いを尊重し、ともに考え、協力しながら、地域の様々な課題を解決していくことが必要であると考えています。

本指針は、こうした町民と行政による協働のまちづくりのあり方をまとめたものであり、まちを構成する町民と議会、行政の共通の手引書として、策定されました。

町民の皆様には、地域でのコミュニケーションを活発にし、自分達の住む地域は自分達の手でよくしていこうという意識を持っていただき、できることからやってみるといいう取り組みの輪が少しずつ広がり、お互いが助け合って安心安全な、住みよいまちづくりにつながって行くものと期待しています。

最後に、本指針策定にあたり、素案作成に全力を傾けていただいた協働のまちづくり推進準備委員会委員の皆様、そして、本指針を策定いただいた協働のまちづくり推進委員会委員の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも協働のまちづくりの推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

平成23年1月

上富良野町長 向山 富夫

目 次

協働とは・・・基本編

1	協働の基本的な考え方	1
2	協働が求められる背景と必要性	1
	(1) 協働が求められる背景と必要性	1
	(2) 求められる協働のまちづくり	3
3	協働の範囲	4
	(1) 協働の分類	4
	(2) 協働の領域	4
	(3) 協働のパートナーとその分野	5
4	協働の形態	6
	(1) 補助・助成	6
	(2) 共催・後援	6
	(3) 実行委員会・協議会	6
	(4) 事業協力・協定	7
	(5) 委託	7
	(6) 情報提供・情報交換	7
	(7) 町政への参画及び政策提案	7
5	協働の原則	8
	(1) パートナーシップの原則	8
	(2) 自立・自主性尊重の原則	8
	(3) 情報共有の原則	8
	(4) 公開の原則	8
	(5) 評価の原則	8

協働のすすめ・・・推進編

6	上富良野町の現状と課題	9
(1)	町民（個人）・地域コミュニティ（住民会、町内会等）	9
(2)	町民活動団体（ボランティア団体・NPO等）	9
(3)	企業等	10
(4)	行政	10
7	協働を推進するための方策	11
(1)	町民（個人）・地域コミュニティ（住民会、町内会等）	11
(2)	町民活動団体（ボランティア団体・NPO等）	13
(3)	企業等	14
(4)	行政	14
8	協働に期待される効果	18
(1)	町民（個人）・地域コミュニティ（住民会、町内会等）	18
(2)	町民活動団体（ボランティア団体・NPO等）	19
(3)	行政	19
資料		
(1)	用語解説	20
(2)	協働事例の紹介	22
(3)	ボランティア活動団体	28
(4)	上富良野町協働のまちづくり推進委員会 委員名簿	29
(5)	上富良野町協働のまちづくり推進委員会 設置要綱	30
(6)	上富良野町協働のまちづくり推進委員会 会議開催経過	31
	あとがき	32

1. 協働の基本的な考え方

「協働」とは、共通の目的を実現するために町民^{*}が相互に、または、町民と行政が対等のパートナー（相手）として、信頼と理解のもとに地域の課題を解決していくために、共に考え、お互いの特性や能力を生かしながら、連携・協力してより良いまちづくりを進めていくことです。（図1参照）

「協働のまちづくり」は、まちの構成員である町民、議会、行政のすべてが「協働」の意義を共有するところから始まります。

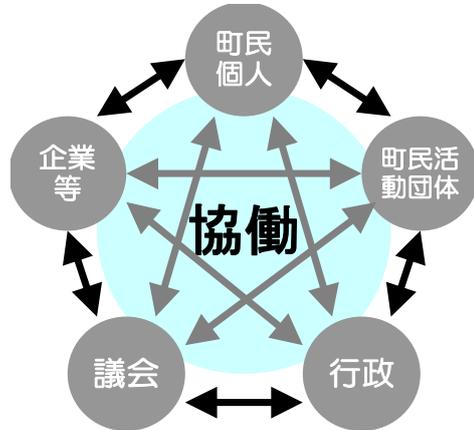


図1 協働のイメージ

※「町民」とは、町民個々ばかりでなく、住民会や町内会などの地域コミュニティ^{*}、ボランティア・NPO^{*}などの町民活動団体、企業等も含めています。

2. 協働が求められる背景と必要性

(1) 協働が求められる背景と必要性

① 少子高齢化

本町の合計特殊出生率は、平成5年から平成14年まで（市町村は5ヵ年平均で算出）は全道1位であり、平成15年から平成19年は全道3位と上位にありますが、出生数は減少の傾向にあります。

高齢化率は、平成22年5月1日現在、25.2%となっています。今後、団塊の世代が65歳に到達し、さらに人口の流出などを考えると、10年後の高齢化率は35%を超えることが予想されます。生産年齢人口も減少し、医療や介護にかかる町の財政負担も増大していきます。

② 地域コミュニティ（住民会・町内会等）の希薄化

これまで地域コミュニティは、地域の深い結びつきや町民同士の連帯感など相互の信頼のもとに、日常的に人々が助け合い、自分たちのまちを良くしていこうという地域の共同体として成り立ってきました。

しかし、少子高齢化、核家族化、個人の価値観の多様化など、地域社会の急速な変容などによって地域コミュニティの希薄化に拍車をかけ、町民同士がお互いに助け合うという「共助の精神」も次第に薄くなってきています。

③ 町民ニーズの多様化

経済成長に伴い、わたしたちを取り巻く社会も大きく変化し、町民ニーズもより高度に、そして複雑・多様になってきました。そのため、行政の力だけではきめ細かな公共サービスの提供に対応できないケースが多くなってきています。

④ 町民意識の高まり

平成7年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに、地域の人々の結びつきが、救助や復興に重要な役割を果たしたことから、自治会やボランティアの社会貢献が大きな共感を呼び、社会的な評価も高まりました。このような住民会やボランティアなどの活動に見られるように、多くの分野で町民自らがまちづくりの主体として関わり、その能力を生かしながら地域の諸課題を解決しようとする意識が高まってきて、町民と行政との連携による協働のまちづくりの必要性が改めて認識され始めています。

⑤ 地方分権の進展

平成12年4月に地方分権^{*}一括法が施行され、自己決定と自己責任のもとに、個性豊かな地域社会を創っていく地方分権が進められています。個性豊かで住みよいまちを築いていくには、地域を知り、地域に愛着を持つ町民の力が欠かせません。

そのためには、町民の力を持ち寄り、町民と行政と一緒に考え決定していく「町民参画と協働」によるまちづくりを進めることが大切になってきています。

⑥ 行財政改革への対応

少子高齢化の到来や長引く景気低迷により、地方財政が困窮している現状の中で、多様化する町民ニーズや行政課題に的確に対応していくためには、抜本的な行財政改革が求められています。今後も行政が質の高い公共サービスを提供していくためには、行政が一方的にサービスを提供するという仕組みから、町民と行政が役割を分担しながら公共サービスを提供していくという仕組みに変えていく必要があります。

(2) 求められる協働のまちづくり

平成21年4月に「上富良野町自治基本条例」が施行され、まちづくりの基本となる考え方や、町民、議会、町がそれぞれの役割のほか、町民が参加する仕組みや町政運営の基本的な仕組みなどを定めています。

この条例の趣旨に基づき、町民一人ひとりが、自治の主体として積極的にまちづくりに参画し、議会及び町と力を合わせて協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

これから地方分権はますます進み、自分のまちのことは自分たちが責任を持って決めるという自己決定・自己責任による「自治体の経営」が求められてきています。

協働は、「自分でできることは自分でする（自助）、個人でできないことはできる人や地域が支援する（共助）、それでもできないことは行政が支援する（公助）」という、「自助・共助・公助」の考え方を基本として、まちを構成する町民も経営にかかわる一員として、責任と自覚をもち、経営に関する情報を共有しながら、上富良野町のまちづくりを一緒に担っていかねばなりません。

そのためには、町民も行政も持っている力（知恵・経験・技術・情報など）を十分に生かして、福祉、環境、防災、教育などの幅広い分野で、まちづくりの良きパートナーとして共に汗を流し働くという「協働」が求められてきています。

3. 協働の範囲

(1) 協働の分類

協働のまちづくりは、大きく次の2つに分類されます。

① 町民相互の協働

様々な町民同士が、それぞれの能力（人材・場所、資金、情報、知恵、技など）を生かしながら、連携・協力して取り組むことです。単独で行うよりも、より効率的で効果的な規模の大きい事業の実施が可能となります。また、共通の体験を通じて連帯感が育まれ、事業の達成感を共有できることから、まちづくりが大きく広がっていきます。

② 町民と行政の協働

町民が企画運営する事業やイベントなどに行政が様々な手法で協力する形態と、町民が町の仕事に自ら協力する形の二つの形態があります。

(2) 協働の領域

町民と行政が協働でまちづくりを行うことができる領域は、次のように町民の活動領域と行政の活動領域とが重なり合う領域が出てきます。これが町民と行政が目標を共有する協働の領域です。

	(町民主体)	(協働の領域)			(行政主体)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
活動領域	町民が主体的かつ自主的に活動する領域	町民が主導し、行政が支援する領域	町民と行政が協働する領域	行政が主導し、町民が参加する領域	行政が執行者として責任を持つ領域
清掃活動例	町民が自主的に地域の環境美化活動(清掃など)をします。	町民の自主的な環境美化活動を、行政が補助金等で支援します。	各種団体・企業・行政が連携して、道路クリーン活動を企画し実施します。	地域で管理しているごみステーションに、町民が分別したごみを行政が回収し、処理します。	クリーンセンターを管理運営し、その情報を公表します。

(3) 協働のパートナーとその分野

協働は、パートナー（図2参照）となる相手の特性を知り、その特性を十分に生かし協力することで、個々に活動する以上の効果を得ることができます。

また、協働による取り組みが可能と考えられる具体的な分野は、次のものがあります。

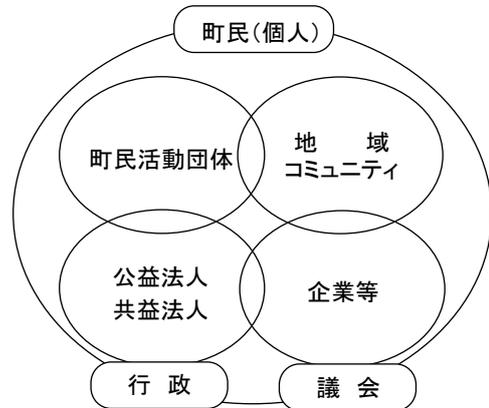


図2 協働のパートナーのイメージ

協働のパートナー
<p>町民(個人) 町内に住む、働く、学ぶ、町民活動を行う人など、日常生活で町と関わる全ての人</p>
<p>地域コミュニティ 住民会、町内会、子ども会など一定の区域に居住している町民個々で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体</p>
<p>町民活動団体 ボランティア・NPOなど営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体</p>
<p>公益法人等 営利を目的としない公益的な法人（社会福祉法人、学校法人など）と共益的な法人（協同組合、同窓会など）</p>
<p>企業等 利益を目的に経済活動を行う組織体であるが、社会的責任という概念から、地域と連携した社会貢献活動を行う組織</p>
<p>行政(地方自治体) 地域における行政事務を行う団体</p>

連携・協力

協働が可能な分野
<p>まちづくりの分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動 ○ コミュニティ活動 ○ NPO活動・ボランティア活動 ○ 地域間交流活動
<p>生活環境の分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災活動 ○ 交通安全活動・防犯活動 ○ 環境保全・景観形成活動
<p>保健福祉の分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉の推進 ○ 健康づくり、地域保健の推進 ○ 児童福祉・子育て支援 ○ 高齢者福祉 ○ 障害者福祉
<p>教育・文化と交流の分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習活動 ○ 学校教育活動 ○ 青少年健全育成活動 ○ 芸術文化活動 ○ 国際交流活動
<p>産業の分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業振興イベント開催 ○ 観光ボランティア活動 ○ 産業体験・交流活動

4. 協働の形態

協働事業を行う場合には様々な形態があり、町民と行政による協働事業の主な形態について紹介します。

(1) 補助・助成

町民活動に対して、共通の目的を達成するために行政や企業等が財政支援する形態です。

財政的な補助をすることにより、町民活動団体などを育成し、その活動の幅が広がる効果が期待できます。



【東明住民会 みまもり隊】

(2) 共催・後援

町民と行政が主催者もしくは行政が後援して事業を行う形態です。それぞれが持つ専門性やネットワークを生かすことができ、単独主催よりも内容の充実が図られます。

また、この形態は企画段階からの協働が可能であり、話し合いを多く重ねることで相互理解が深まり、町民と行政の信頼関係が育まれることとなります。



【AET 歓送迎会】

(3) 実行委員会・協議会

町民と行政で構成された組織で、新たな主催団体を作って事業を行う形態です。

実行委員会・協議会を設置することで、効果的な事業の実施が図られます。また、共催と同様に企画段階からの協働が可能であり、話し合いを多く重ねることで相互理解が深まり、それぞれの専門性を生かすことができる効果が期待されます。



【雪まつり】

(4) 事業協力・協定

町民と行政がそれぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を実施する形態です。

一般的には事業の目的や役割分担、経費負担などを取り決めた協定書などを締結し、継続的に協力することで、事業効果や効率性が高まるとともに、協働の意識が育まれます。



【栄町住民会・堤防草刈り】

(5) 委託

専門的な知識・技術・設備などを必要とする町の仕事を企業や町民活動団体などに委託する形態です。

委託することによって、行政にない創造的で先駆的な企画やサービスの提供が期待できるとともに、それぞれが持つ専門性や柔軟性が発揮されることで、きめ細かで多様なサービスの提供が期待されます。



【パークゴルフ場(指定管理※)】

(6) 情報提供・情報交換

町民と行政が持っている情報を提供したり意見交換などをして、情報の共有を図る形態です。

行政は町民から地域の課題やニーズを的確に知ることができ、町民は行政の情報を得ることによって、活動の幅や可能性が広がり、それぞれのネットワークを最大限活用できる効果が期待できます。



【住民会長との町政懇談会】

(7) 町政への町民参画及び政策提案

町民の力を町政に生かしてもらうため、町の仕事の企画立案、事業実施、行政評価*などに参画して、意見や提案をもらう形態です。

町民の生の声を聞くことにより、町民のニーズが各種計画の策定や町の仕事に反映されます。



【協働のまちづくり委員会】

5. 協働の原則

協働を進めるうえで町民と行政は、連携・協力に基づく良好なパートナーシップ^{*}を築き、それぞれの役割分担を明確にするとともに、次の「協働の原則」を共通認識として確立し、変革の時代に対応していくことが必要です。

(1) パートナーシップの原則

町民と行政は、対等な立場に立ち相互に補完しあうことが大切であり、相互依存にならないように、自立した活動を行っていきます。

(2) 自立・自主性尊重の原則

町民と行政は、自立してそれぞれの役割を発揮しあうとともに、自主性を尊重し、相互に独自性・専門性を向上することが大切です。

(3) 情報共有の原則

町民と行政は、何のために協働するのかという目的や活動に必要な情報を共有することが必要です。

(4) 公開の原則

町民と行政は、協働事業の過程や内容を開示し、公開性と透明性を確保することが必要であり、積極的な情報公開が大切です。

(5) 評価の原則

町民と行政は、協働事業を相互に評価したり、その事業の経過や結果が町民から評価される仕組みづくりが大切です。

6. 上富良野町の現状と課題

(1) 町民（個人）・地域コミュニティ（住民会、町内会等）

一部の住民会では、地域の安全・安心は地域で守ることを目的に安全パトロールや地域の美化活動に取り組んでいます。

また、旭住民会では、これらの活動に加えて、自主防災組織の活動に熱心に取り組んでいます。

平成21年から、島津や日の出住民会では、道路の環境整備を行っており、西富住民会では福祉ネットワークを立ち上げ、福祉マップ作成に取り組むなど各住民会が「協働」を意識した主体性のある活動も始まっています。

平成22年度からは、行政と住民会が管理協定を結んで、地域の公園を住民会が管理する事業も始まりましたが、このような取り組みは、まだ全町的な広がりにはなっていません。

協働を進めるうえでの課題は、町内会の加入率の低下、町内会等でのコミュニケーションの不足、高齢化などが活動の低下につながっています。

また、これまで行政が幅広く対応してきたことから、町民はまちづくりに関心が低く、行政にお任せという風潮もあります。「協働」がまだまだ認識されておらず、まちづくりに参画する制度が生かされていないなどの問題点もあります。

今後は、町民個々の「まちを愛する心（郷土愛）」を基本として、町民自身もまちづくりに関心を持ち、まちづくりに積極的に参画することが求められるとともに、地域コミュニティを育てていくことが必要であります。



【西富住民会歩道花壇整備】

(2) 町民活動団体（ボランティア団体・NPO等）

当町のNPO団体「たんぽぽ」は、託老所や中茶屋、かみん喫茶コーナーの運営などで大きな成果を上げており、ボランティア団体や個人ボランティアも様々な活動をしています。NPO団体が極めて少ないことと、ボランティア団体や個人ボランティアを含め、後継者が少なく高齢化しつつあるというのが現状であります。また、町のボ



【託老所たんぽぽ】

ランティア活動は、ボランティアセンター（事務局：社会福祉協議会内）や様々な推進主体（観光、学校支援など）がそれぞれ独自の理念を持って活動を進めることによりその広がりが期待されます。

協働を進めるうえでの課題は、NPO団体を設立するために支援が必要であることと、ボランティア団体やNPO団体の活動が継続できるよう人材の育成を含め、組織を活性化させ、支援する制度を作る必要があります。

（３） 企 業 等

近年の傾向として、企業等が地域活動に参加して地域住民と触れ合うことや自主防災・交通安全に取り組むなど、地域の課題に積極的に取り組む企業等が増えてきています。

企業等による地域社会への貢献活動は、企業等としての認知やイメージの向上につながり、地域における企業活動の活発化をもたらす効果があります。



【企業の社会貢献活動】

環境や雇用に配慮しながら、地域社会の一員としての自覚と行動のもと、社会貢献活動を行う企業等の増加が期待されています。

（４） 行 政

当町では、平成21年4月1日に施行した「自治基本条例」において協働のまちづくりを基本理念とし、「第5次総合計画（計画期間平成21年度～平成30年度）」と「地域福祉計画（計画期間平成21年度～平成25年度）」においても協働のまちづくりを計画の重点項目としています。

町民との情報共有は、まちづくりの基本原則であり、町民が自ら考え、行動するために欠かせないものですが、これまでの情報共有は、十分とはいえません。

また、町民参画として、「町長と語ろう」、「まちづくりトーク」、「町民ポスト」などや各附属機関の委員の公募枠の拡大、各種重要計画策定時におけるパブリックコメント制度*の導入などの取り組みを進めていますが、町民参画の機会としてはまだまだ少ない状況です。あらゆる機会を通して双方向の情報共有のあり方を検討し、町政の意思決定全般に関して町民が参画する仕組みを整備する必要があります。

職員については、協働のまちづくりの職員研修を実施したり協働について町広報でも取り上げて周知をしていますが、更に、講演会、職員研修を実施し、協働に対

する理解度や意識を高めることが必要です。

組織的にも課の枠を超えた組織づくりが必要ですが、庁内の推進体制は十分とはいえません。

今後、町民との協働のまちづくりを進めるためには、関係各課が連携を図る必要があります。

7. 協働を推進するための方策

協働を推進するための環境の整備を次のとおり進めていくこととします。

(1) 町民（個人）・地域コミュニティ（住民会・町内会等）

① 町内会への加入と行事の開催

地域コミュニティ（住民会、町内会等）は町民個々の一番身近な生活の場として、福祉、環境、防災、教育など、日常のあらゆる分野において重要な役割を担っています。みんなで町内会に加入することが協働のまちづくりの基本です。

少子高齢化や娯楽の多様化で、地域の行事が少なくなっており、町民個々が参加できる地域行事をできるだけ多く開催するなど、町民同士の交流やコミュニケーションを図る機会をつくることが期待されています。

② 町民参画

町民個々が地域の課題や町政に関心をもち、住民会・町内会等の活動やまちづくりの講演会・研修、政策形成、決定過程などに自主的に参加することが期待されています。

また、町民個々の持っている知識や能力を町民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かすことが期待されます。

③ 情報の共有

広報誌、防災無線、ホームページや様々な学習機会を通じて、まちの情報を収集し、お互いの情報を共有することで活動を拡大していくことが期待されています。

④ 意識の改革

「地域でできることは地域で」という意識と責任のもとで、地域の課題を自ら探し、自ら考えて行動し、解決していくことが期待されます。

⑤ 人材の育成

今後は、役員の高齢化やなり手不足などから、スタッフやリーダーなど地域や組織を担う人材の育成と確保が大変重要になり、後継者の育成や組織づくりが期待されます。

研修などに積極的な参加を促し、実践活動や研修機会を通して必要な知識や技術、運営能力を身に付けるなど、人材を育てていくことが期待されます。

《推進方策の例示》

- ◆町内会への加入促進（加入チラシの配布）
- ◆住民会・町内会行事を多く開催し、コミュニケーションを図る。
- ◆講演会、研修、ワークショップ^{*}などへの参加
- ◆政策形成、決定過程への参画
- ※パブリックコメント、まちづくりトーク、町長と語ろうなど
- ※行政評価過程への参画
- ※委員会・審議会などの公募委員への応募
- ◆住民自治^{*}意識の啓発、高揚
- ◆リーダー、マネジメント研修への参加

(2) 町民活動団体（ボランティア団体・NPO等）

① 町民活動団体の設立

協働のまちづくりを推進するには、町民活動団体の存在が欠かせません。新たなNPO団体の設立が期待されているところであり、NPO団体を設立するための支援を受ける必要があります。

② 意識の改革

継続して事業を行っていくという意識と行政の予算や考え方など、その内容を理解することが期待されます。

③ 町民参画

持っている専門知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することで、多様化する町民ニーズに応じて、幅広い公共サービスを提供することが期待されます。

④ 情報の提供と共有

自らの活動情報を積極的に発信し、活動内容を広く周知するとともに、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが期待されます。

自分たちの持つ情報や知識を行政に提供して、広く町民に周知されることで、活動への参加者や活動に対する賛同者の増加により会員の拡大が期待されます。

⑤ 人材の育成

活動が継続できるよう講演会、研修、ワークショップなど積極的な参加を促し、スタッフやリーダーになる人材の育成を図ることが期待されます。

《推進方策の例示》

- ◆講演会、研修、ワークショップなどへの参加
- ◆政策形成、決定過程への参画
 - ※パブリックコメント、まちづくりトーク、町長と語ろうなど
 - ※行政評価過程への参画
 - ※委員会・審議会などの公募委員の推せん
- ◆町民活動団体等のネットワークづくりの推進
- ◆協働に関する講演会、ワークショップなどへの参加
- ◆リーダー、マネジメント研修への参加
- ◆各種の町民活動団体との交流連携の推進
- ◆活動事例の紹介

(3) 企業等

これからは企業等も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくとともに、地域発展のために貢献することが期待されます。

地域コミュニティや町民活動団体などの活動に対して、資金的支援や人的・物的な支援のほか、持っている技術や情報、ノウハウを提供し、活動を支援することが期待されます。また、従業員が社会貢献活動しやすい環境を整備することも期待されます。



【除雪ボランティア】

(4) 行政

① 意識の改革

従来の考え方や手法によることなく、町民とのパートナーシップによって地域を経営する意識を持って協働のまちづくりを推進することが必要です。

協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために、広報誌、ホームページ、などあらゆる機会を通じて、協働事例のPRや啓発をしていくことが必要です。

特に職員は、自らが地域の一員としての自覚と責任を持ち、地域コミュニティや町民活動へ積極的に参加することを推進することが必要です。

協働をテーマとした研修で職員の協働意識を高める必要があります。また、町民との協働には、職員がじっくりと町民の意見に耳を傾け、それを実現しようとする意識が必要です。

② 町民参画の推進

町の仕事の企画立案、実施、評価の過程で、町民と行政の合意プロセスが必要です。

計画策定や委員会などに町民参画の機会を拡充し、町民主役による「協働型」のまちづくりを推進していくことが必要です。



【町長と語ろう】

③ 情報の提供と共有

協働のまちづくりには、活動事例の紹介や行政情報の提供が重要な要素となります。

町民活動を的確にキャッチし、町の仕事の計画や進み具合などを広く町民に情報提供して、町民との情報共有を図ることが必要です。お互いに情報を共有することで、相互の信頼関係を強化し、対等なパートナーとして取り組んでいくことが必要です。

④ 人材の育成

これからは地域コミュニティ（住民会、町内会等）や各種活動団体のリーダー、スタッフなど、地域や組織を担う人材の育成と確保が大変重要になり、このことが充実して、はじめて持続的な住民自治や団体活動の推進が可能となっ



【まちづくり講演会】

てきます。

実践活動や研修機会を通して必要な知識や技術、運営能力を身に付けるなど、人材を育てていくことが必要です。各種講座や講演会などの学習の場を提供して、町民に専門的な知識を習得してもらい、協働の担い手を発掘し育てていくことが必要です。

⑤ 活動への支援

町民活動に対する財政・人的支援体制や活動拠点の整備、窓口機能の充実、町民と行政のネットワーク構築など、協働の環境を整備することが必要です。

町民活動団体はそれぞれに活動経過や発展などの段階があることから、自立性・自主性を損なわないように、その段階に応じた人的、財政的支援のあり方について、適宜的確な支援を行っていくことが必要です。

《推進方策の例示》

- ◆講演会、研修、ワークショップなどの開催
- ◆リーダー、マネジメント研修の開催
- ◆町長と職員の語り合いの場の設定
- ◆まちづくり、協働参画の実践等に関する職員の意識調査
- ◆職員行動指針（ハンドブック）の作成・配付
- ◆住民会長懇談会の充実
- ◆政策形成、決定過程への参画手法の整備

※既存制度の有効活用、強化及び再構築～パブリックコメント、まちづくりトーク、町長と語ろうなど

※行政評価過程への参画手法の整備

※委員会・審議会などへの公募委員の拡大

◆協働のまちづくり基本指針と概要版の作成、配布

◆わかりやすい行政情報の提供

◆先進地や町内での協働事例紹介

◆町民活動団体等情報の発信

◆町民活動団体等のネットワークづくりの推進

◆各種の町民活動団体との交流連携の推進

◆広報・広聴活動の強化（地区モニター制度の検討）

◆協働に関する青少年教育活動の実施

◆ボランティア体験学習の充実

◆地域コミュニティの自主管理、運営、活動のための支援

◆自治活動推進交付金、奨励補助金等の拡充

⑥ 推進体制づくり

協働のまちづくりを推進するにあたっては、町民活動に取り組む中核となる組織づくりやその拠点づくりが必要となります。

関係各課が連携を図るとともに、職員の意識改革も行いながら全庁的に推進する体制の整備が必要です。また、協働のまちづくりの推進に関する具体的な例示をするなど、町民との対話と協議を重ねていくことが必要です。

協働推進にあたっては、まず第1段階として、組織づくりや拠点づくりを行う一方、町民の協働に対する認識を深めながら、可能なところから事業を導入するなど段階的に推進を図るとともに、協働事業ができるような環境、体制づくりをすることから始めていくことが必要です。

次に第2段階として、引き続き町民との対話のなかで組織整備や事業等の評価方法を検討して、協働事業の拡大・推進を図り、着実に段階を経て協働のまちづくりの歩みを確かなものとしていきます。

【第1段階】

《推進方策の例示》

- ◆意識改革のための啓発活動推進
- ◆協働のまちづくりに関する意見交換、懇談会の実施
- ◆各種基本計画、事業等へのパブリックコメントの活用
- ◆町民参画の推進に関する条例（仮称）の制定検討
- ◆事務事業評価結果などの公表
- ◆ボランティアセンターの活性化の支援
- ◆有償ボランティア制度の検討
- ◆子どもたちへの地域貢献の意識啓発活動
- ◆地域担当職員制度の検討
- ◆地域の協働推進員の設置の検討
- ◆自治会広報の発行支援
- ◆町民活動の支援のための補助金交付制度の拡充
- ◆協働のまちづくりに対する財政支援制度の創設
- ◆住民提案（自主、協働事業）の事業化予算の創設
- ◆国・道などの財政支援情報の提供
- ◆協働のまちづくりモデル地区指定制度の検討
- ◆NPO法人設立支援のための窓口設置など
- ◆NPO法人設置手続き等の事務的支援
- ◆公共施設の優先使用や使用料の減免
- ◆町内既存団体のNPO法人化への支援
- ◆その他非営利活動団体への支援
- ◆庁内推進組織（体制）の強化
- ◆まちづくり協議会等の設置
- ◆協働の観点からの既存事業の見直し
- ◆自治基本条例の総合的な検証と見直し

【第2段階】

《推進方策の例示》

- ◆協働に関する相互調整機能の強化
- ◆協働事業の拡充、推進
- ◆協働のまちづくりに関する評価方法の検討
- ◆その他協働のまちづくりに関する事業の推進

8. 協働に期待される効果

協働のまちづくりが進むことで、次のような効果が期待されます。

(1) 町民（個人）、地域コミュニティ（住民会、町内会等）

- ① ニーズに合った、きめ細かで柔軟な公共サービスが受けられるようになるとともに、公共サービスの選択肢が拡大されます。
- ② まちづくりへの関心や参画意識が高まり、地域を活性化することができます。
- ③ 多種多様な活動を通じた人との交流により、見識の広がりや自己研鑽が図られ、社会の中で活動・生きがいの場や機会が広がります。
- ④ 自分たちの持つ特性を生かし、活動の目的や理念をより効果的に実現できます。
- ⑤ 自分たちの持つ情報や知識が町民に周知されることにより、社会的に理解や評価が高まります。
- ⑥ 行政が持つ情報などを活用して、活動の活性化が図られます。

(2) 町民活動団体（ボランティア団体・NPO等）

- ① 活動の活性化や組織的な安定が図られることによって、活動の目的や理念を効果的に実現できます。
- ② 活動の範囲が広がるとともに広く認知され、活動への参加者や活動に対する賛同者の増加により、組織の強化が図られます。

特に新しい団体にとっては、協働の経験、実績を蓄積することにより、社会的な信頼性を高める効果もあります。



【全道フットパスの集い】

(3) 行政

- ① 町民の持つ柔軟性、機動性、専門性を生かし、施策に反映することができます。
- ② 多様化する町民ニーズにきめ細かく対応し、より利用者のニーズに沿った質の高い公共サービスが提供できます。
- ③ 新たな事業の実施や既存事業の見直しを行うことにより、少ない経費で高度なサービスの提供が可能となり、行財政運営の経済性・有効性・効率性が図られます。
- ④ 異なる発想と行動力を持つ町民との協働で、相互理解が深まり、お互いの組織や活動の活性化と町民の立場にたった職員の意識向上と業務の効率化が図られます。

《用語解説》

【ア行】

●NPO、NPO法人

NPOとは、Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や町民活動団体などを広く指します。これらの団体のうち、「特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき都道府県又は内閣府から認証を取得し、法人登記をした団体をNPO法人といます。（内閣府から認証を受けるNPO法人は税の特例措置を受ける「認定NPO法人」といいます。）

【カ行】

●行政評価

検証・評価し、着実に改善していかないと、行政活動が本来の目的を達成できなくなってきました。この評価のプロセスを統一的な基準を設けて客観的に行うことが「行政評価」であり、効果的な行政活動を行ううえで必要な仕組みです。

【サ行】

●指定管理者制度

地方自治法の一部改正（2003年6月6日）に伴い導入された制度で、公募などによって委託先を募り、審査と議会の議決を経て、指定された民間団体（指定管理者）に公の施設の管理を委託する制度です。これによって、営利企業のほか、社会福祉法人、NPO法人、そして法人格を持たない任意団体でも指定管理者になることが可能になりました。指定管理者になると、施設の利用料を収入とすることができ、施設の利用許可などの権限も委譲されます。指定管理者制度の導入により、サービスの向上、住民自治の拡大、人員や経費の削減などのメリットが期待されます。

●住民自治

「自治体の運営はその自治体の住民の意思にもとづき、住民の参加によって行われるべき」という考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を進め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体が同じ立場で実施すること。住民自治は、そこに住む住民自身がまちづくりの主役となることです。

【タ行】

●地域コミュニティ

同じ地域に居住して利害を共有し、消費・生産・労働・教育・衛生・医療・スポーツ・文化・祭りなどにおいて深く結びついている地域社会（共同体）をいいます。

コミュニティ団体の種類として

※ 地縁型コミュニティ⇒自治会・町内会などのように一定の地域に属する町民により構成する団体

※ テーマ型コミュニティ⇒特定の共通した目的意識を持つNPO・サークルなど、組織が持つ使命を達成することを目的とした団体

地域コミュニティは、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていくために協働のまちづくりの重要な担い手として期待されます。

●地方分権

政治や行政において、国家権力を地方自治体に移して分散させる体制を指す。国が持っていた権限や財源を、都道府県や市町村に移して地域のことは地域で決められるようにすることであり、地域の問題を私たちに最も身近な地方公共団体である道や市町村で解決できるように行政の仕組みを変えること。地方分権は「自己決定・自己責任」と言われ、まちづくり全般について自らの責任のもとに、自ら決定する仕組みが重要となります。

【八行】

●パートナーシップ

町民個々・地域コミュニティ・町民活動団体・企業・行政など、それぞれの目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、環境保全やまちづくりなど、共通の目標・理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のことです。

●パブリックコメント制度

行政が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表し、この案に対して広く町民から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政は提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うもの。

【ワ行】

●ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いに関わらず、だれも自由に意見を言いやすく形式張らないよう、工夫された会議の手法です。町民参加型のまちづくりなどで、近年よく活用されます。

協働事例の紹介

1. 団体名	住民会（町内会）
2. 活動名	住民自治活動
3. 活動内容	<p>住民会では、各町内会、各団体、各種委員等と一緒に、住みよい地域社会のための自治活動を行っています。</p> <p>活動は会員の会費と町からの補助金などをもとに行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の親睦など相互扶助活動 ・会館や公園の管理 ・ごみの管理 ・清掃などの環境美化 ・防災防犯活動 ・生活灯管理 ・地域文化の伝承 など
4. 協働形態	<p>(1) 補助</p> <p>住民自治活動推進交付金、協働のまちづくり推進補助</p>

1. 団体名	泉町住民会
2. 活動名	安全パトロール
3. 活動内容	<p>泉町住民会には西小学校があり、公営住宅（扇町・泉町北・泉町南の各団地）が多く立ち並んでいます。地域に不審者が現れたことをきっかけに、平成18年度に有志でひまわりの会を結成し、有志4名で安全パトロールと交通指導を行っています。</p>
4. 協働形態	<p>(1) 補助</p> <p>生活安全推進協議会（自主防犯活動用資材整備事業補助）</p>

1. 団体名	西富住民会
2. 活動名	安全パトロール
3. 活動内容	<p>西富住民会では、老人クラブ西富友愛会の会員10名ほどが、地域内の防犯啓蒙のために車両に啓発ステッカーを張り出し、街頭パトロールを行っています。</p>
4. 協働形態	<p>(1) 補助</p> <p>生活安全推進協議会（自主防犯活動用資材整備事業補助）</p>

1. 団体名	丘町住民会
2. 活動名	安全パトロール
3. 活動内容	<p>丘町住民会では、地域の交通安全・防犯を進めるために自主防犯組織「地域パトロール隊」を作り、5名ほどが登校時午前7時～8時と夕暮れ時に、地域内の巡回監視と東2線北25号交差点付近で交通指導を行っています。</p>
4. 協働形態	<p>(1) 補助</p> <p>生活安全推進協議会（自主防犯活動用資材整備事業補助） H21住民自治活動奨励補助金（帽子6個整備）</p>

1. 団体名	旭住民会
2. 活動名	地域安全パトロール隊
3. 活動内容	<p>旭住民会の区域には、上富良野中学校、東児童館、上富良野高校があり、自衛隊官舎が多く建ち並び、小中学校、高校へ通学する児童生徒が多くいます。</p> <p>平成17年度から住民会の高齢者クラブ「旭新あずま会」が中心となり、地域の安全安心を進めるための「地域安全パトロール隊」を結成し活動しています。</p> <p>期間：4月～3月 時間：月曜日～金曜日の毎日、登校時7:30-8:30と下校時14:00-15:00 範囲：通学路の信号機付近など 担当：会員は登録制、14名が6グループに分かれ交代で実施。 車両による巡視も実施。</p>
4. 協働形態	<p>(1) 補助 生活安全推進協議会（自主防犯活動用資材整備事業補助） H20住民自治活動奨励補助金（防寒着15着整備）</p>



1. 団体名	栄町住民会
2. 活動名	安全パトロール
3. 活動内容	<p>栄町住民会の区域には、西こども園や高田幼稚園、西児童館の児童施設があり、地域の中心を貫く道は上富良野駅や中学校への通学路になっています。地域の安全安心を進めるため、各町内会が協力して、「朝の声かけ」「安全パトロール」を実施しています。</p> <p>◆朝の声かけ 期間：4月から10月（平日） 時間：7時30分から30分程度 場所：西こども園・通学路付近 担当：午後のパトロール担当町内会</p> <p>◆午後のパトロール 期間：4月～3月の奇数日（平日） 時間：午後1時30分～午後3時頃 範囲：西こども園、西児童館（泉栄防災センター）、高田幼稚園、道道など 担当：5町内会を曜日割し、2名1組で実施</p>
4. 協働形態	<p>(1) 補助 生活安全推進協議会（自主防犯活動用資材整備事業補助） H20住民自治活動奨励補助金（防寒着10着、帽子12個整備）</p>



1. 団体名	住民会
2. 活動名	住民会自主防災組織
3. 活動内容	全25住民会で自主防災組織を作り、防災士の配置や育成、町の十勝岳噴火総合防災訓練への参加や独自の防災訓練の実施、高齢者マップの作成、出前講座を使った防災意識の啓発など、それぞれの自主防災組織で主体的に活動しています。
4. 協働形態	(1) 補助 自主防災組織等活動補助

1. 団体名	商工会青年部、商工会女性部
2. 活動名	社会貢献活動
3. 活動内容	<p>商工会員の青年層（45歳まで）と女性会員がそれぞれの交流連帯と会員の資質向上などを目的に様々な活動を行う中、社会に貢献する活動を進めています。</p> <p>商工会女性部：花植えプランターの各地設置、交通安全の街頭啓発、新1年生にマスコット配布など</p> <p>商工会青年部：交通安全啓蒙、公園・学校等の遊具のペンキ塗り替えなど</p>
4. 協働形態	(1) 補助 商工振興事業補助金(地域振興事業)



1. 団体名	ボランティアセンター
2. 活動名	ボランティア活動
3. 活動内容	<p>当センターは上富良野町社会福祉協議会内にあり、団体・個人ボランティアの登録を受付し、サービスを必要とする方との調整を行い、ボランティア活動の実施をしています。</p> <p>また、ボランティア員の養成研修会なども開催しています。</p> <p>主なボランティア活動</p> <p>屋根の雪おろし、独居老人昼食会支援、配食サービス、電話安否確認、移送サービス など</p>
4. 協働形態	(1) 補助

1. 団体名	育児サークル連絡協議会
2. 活動名	育児活動
3. 活動内容	町内にある育児サークルが連携し、それぞれの活動の情報交換のほか、子育て講演会や親子で楽しめる事業などを実施しています。 R2.8現在 12団体
4. 協働形態	(1) 補助、(3) 協議会 公共施設の利用支援、活動補助、事務局は子どもセンター内

1. 団体名	上富良野町総合文化祭実行委員会
2. 活動名	文化祭の開催
3. 活動内容	上富良野町・教育委員会・文化連盟など関係団体が参加して、文化祭の企画から運営までを行っています。文化祭で行う町民コンサートも関係団体で実行委員会を作り企画運営しています。
4. 協働形態	(3) 実行委員会

1. 団体名	かみふらの四季彩イベント実行委員会
2. 活動名	イベント活動
3. 活動内容	上富良野町、かみふらの十勝岳観光協会、上富良野町商工会、JAふらの北エリア、陸上自衛隊上富良野駐屯地、教育委員会、女性団体連絡協議会が実行委員会を組織して、町を代表する3つのイベントを運営しています。 運営にあたっては実行委員会に「花と炎と四季彩まつり（7月）」「北の大文字（12月）」「雪まつり（2月）」の3つの運営委員会を作り、それぞれがイベント事業を展開しています。
4. 協働形態	(3) 実行委員会

1. 団体名	生活安全推進協議会
2. 活動名	交通安全、防犯活動
3. 活動内容	<p>平成18年3月に交通安全協会、交通安全推進委員会、防犯協会、暴力追放運動推進協議会、交通安全対策協議会、青少年問題協議会の6団体が統合して設立され、各団体が行ってきた「交通安全」「防犯」「青少年問題」を地域生活の安全確保という大きな観点で活動を推進しています。</p> <p>住民（世帯単位）の会費（市街300円・郡部250円）と町の負担金を基に、交通安全部（交通安全指導員12名・交通教育指導員3名）、地域安全部（地域安全活動推進員13名）、女性部（10班74名）の3部が活動しています。</p> <p>主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の交通安全指導 ・パトライト作戦 ・街頭啓発 ・防犯パトロール ・「ななかまど」発行 ・新入学児童の交通安全指導など
4. 協働形態	(3) 協議会



1. 団体名	旭住民会、栄町住民会、住吉住民会、東明住民会、丘町住民会、泉町住民会、緑町住民会、大町住民会、本町住民会、東中住民会、南町住民会、宮町住民会
2. 活動名	公園緑地維持管理
3. 活動内容	<p>平成22年度から地域住民が公園緑地を快適かつ安全に利用できるとともに、自主的な活動を推進することを目的に、町と住民会が協定を結んで「公園緑地維持管理事業」を実施しています。この事業は、町から住民会へ交付金を交付し、住民会が公園緑地の維持管理とトイレ清掃などを行っています。初年度には交付金により刈払機を購入してもらい、その後は住民会の意見を聞きながら老朽化した刈払機の更新を行っています。</p>
4. 協働形態	(4) 事業協力 公園緑地等維持管理交付金

1. 団体名	かみふらのPR大使
2. 活動名	地域PR活動
3. 活動内容	<p>町内在住者及び上富良野町出身者並びにゆかりのある人等を、かみふらのPR大使に委嘱し、上富良野町を広く紹介する活動を行っている。現在の登録者数 町内在住者登録 3名</p>
4. 協働形態	(4) 事業協力

1. 団体名	中町住民会、西富住民会
2. 活動名	河川堤防等の草刈
3. 活動内容	<p>北海道と地域住民が協働して実施する「市民団体草刈ボランティア事業(有償)」に平成19年度から関係する住民会が参加協力しています。</p> <p>この事業は、住民会に実費程度のお金を支払い、河川の草刈を実施するもので、地域住民が自分たちの住むまちを流れる河川の草刈を実施することで、安全かつ安心して生活できる良好な河川環境の保全を目的としています。事業の実施にあたっては、北海道(上川総合振興局長)と実施団体が協定書を結んでいます。</p> <p>草刈は6月と9月の2回、河川の堤防周辺を行います。草刈に必要な機械・機材は地域で持ちより行っています。草刈を通じて住民同士の連帯感や親睦、地域の環境美化が図られています。</p>
4. 協働形態	(4) 事業協力

1. 団体名	読みきかせ会ムーミン、ふらの・ものがたり文化の会
2. 活動名	本の読み聞かせ活動
3. 活動内容	<p>読書に親しむ環境づくりのため7ヵ月児乳児相談、3歳児健診、認定子ども園、小学校、図書館事業などで絵本の読み聞かせ活動を行っています。</p> <p>読みきかせ会ムーミン：会員10名 ふらの・ものがたり文化の会：会員8名</p>
4. 協働形態	(4) 事業協力

1. 団体名	NPO法人上富良野たんぽぽの会
2. 活動名	託老所たんぽぽの運営
3. 活動内容	<p>「上富良野たんぽぽの会」は平成15年11月に設立された上富良野町第1号のNPO法人です。高齢者、障がい者などの引きこもり解消のために「託老所たんぽぽ」を中茶屋と子どもセンターに週2回開設し、高齢者の生きがいづくり活動などを実施しています。</p> <p>また、コミュニティプラザ中茶屋の施設管理業務、かみん喫茶コーナーを運営しています。</p> <p>この他、高齢者や障がい者への家事支援活動、世代間の交流活動、社会福祉事業への支援活動など展開しています。</p>
4. 協働形態	(5) 委託



ここには、主な団体とその活動を紹介しています。
ボランティア活動団体については、次頁に掲載しています。

社会福祉協議会行事のボランティア団体
(令和2年4月現在、社会福祉協議会提供)

団体名	協力事業	備考
民生児童委員協議会	ふれあい昼食会、ふれあい広場、福祉大会	昭和 23 年 12 月 1 日設立
中央婦人会	ふれあい昼食会、ふれあい広場、福祉大会、施設ボラ、デイサービス、街頭募金	昭和 25 年設立。一時休会后、昭和 30 年に再発足
JAふらの上富良野女性部	ふれあい昼食会、ふれあい広場	昭和 29 年 9 月 11 日設立
上富良野町老人クラブ連合会	ふれあい昼食会、福祉大会	昭和 45 年 9 月 7 日設立
赤十字奉仕団	ふれあい昼食会、募金、ふれあい広場、施設ボラ、デイサービス、清拭づくり、福祉大会	昭和 57 年 11 月 18 日設立
手話サークル	ふれあい広場	昭和 59 年 4 月 1 日設立
自衛隊曹友会	除雪ボランティア、ふれあい広場	平成元年 4 月 1 日設立
上富良野町更生保護女性会	ふれあい昼食会、ふれあい広場、福祉大会、施設ボラ、清拭づくり	平成 2 年 4 月 11 日設立
たんぼぼの会	デイサービス、宅老所(中茶屋)	平成 14 年 5 月 4 日設立。平成 15 年 11 月 10 日 NPO 法人設立
上富良野中学校	除雪ボランティア、ほっとカフェ夏祭り	平成 16 年から活動
サッポロビール株式会社 バイオ研究開発部北海道原料研究センター	除雪ボランティア	平成 16 年から活動
T・F・S	除雪ボランティア	平成 16 年から活動
駐屯地修親会	除雪ボランティア	平成 16 年から活動
役場管理職会	除雪ボランティア	平成 16 年から活動
富良野広域連合上富良野消防署	除雪ボランティア	平成 16 年から活動
株式会社アラタ工業	除雪ボランティア	平成 16 年から活動
青少年団体協議会	除雪ボランティア	平成 17 年から活動
株式会社テクノス北海道 上富良野事業所	除雪ボランティア	平成 18 年から活動
上富良野高等学校	除雪ボランティア、ふれあい広場、文化祭	平成 19 年から活動
㈱西塚清掃社	除雪ボランティア	平成 20 年から活動
隊友会上富良野支部 (北方曹友OB会)	忠魂碑の清掃、除雪ボランティア	平成 22 年から活動
2 戦車OB会ボランティア クラブ	忠魂碑の清掃、除雪ボランティア	平成 22 年から活動
日の出ボランティアの会	除雪ボランティア、地域活動、見守り、声掛け、ゴミ拾い	平成 27 年 8 月 25 日設立

上富良野町協働のまちづくり推進委員会 委員名簿

○任期：平成22年6月29日から平成24年3月31日まで

職	所属団体・機関の名称	氏 名
会 長	NPO法人たんぼぼの会	三 島 功 士
副会長	住民会長連合会	松 下 力
委 員	住民会長連合会	上 村 勉
委 員	社会福祉協議会	持 安 弘 行
委 員	ふらの農業協同組合上富良野支所	瀬 川 英 樹
委 員	商工会	境 一 義
委 員	生活安全推進協議会	島 瀬 良 一
委 員	女性連絡協議会	中 澤 正 子
委 員	リフレッシュ・マイタウン・かみふらの	奥 田 哲 也
委 員	公募	大 内 和 行
委 員	公募	徳 武 良 弘
委 員	公募	久 我 みち子
委 員	公募	平 倉 範 子

上富良野町協働のまちづくり推進委員会設置要綱

平成 22 年 5 月 18 日決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上富良野町自治基本条例（平成 20 年上富良野町条例第 28 号）に基づき、協働のまちづくりを推進するための基本指針、推進方策等を検討するために設置する上富良野町協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 上富良野町協働のまちづくり基本指針に関すること。
- (2) 上富良野町自治基本条例第 40 条に基づく、同条例の見直しに関すること。
- (3) 協働として実施すべき事業かの検証
- (4) 協働として実施した事業の評価、助言
- (5) その他、協働を推進するための施策に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、関係機関及び団体から推薦される者並びに公募の者をもって組織し、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を処理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 委員会の会議は、原則として公開とし、希望者は、会議を傍聴することができるものとする。

2 会議の傍聴者には、会議資料を提供するものとする。

3 会議開催の事前公表及び会議録の公開は、町民生活課自治推進班において行うものとする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、事務局を町民生活課自治推進班に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 5 月 18 日から施行する。

2 この要綱施行後、最初に委嘱する委員及びその補欠委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

上富良野町協働のまちづくり推進委員会 会議開催経過

開催回	開催日	会 場	議 題
第 1 回	平成 22 年 6 月 29 日	役場第 2 会議室	1. 会長及び副会長の選出について 2. 協働のまちづくり推進委員会設置要綱について 3. 上富良野町協働のまちづくり基本指針（素案）制定までの経過等 4. 会議の運営のしかたについて
第 2 回	平成 22 年 7 月 14 日	役場第 2 会議室	協働のまちづくり基本指針の策定について
第 3 回	平成 22 年 7 月 27 日	役場第 2 会議室	協働のまちづくり基本指針の策定について (1) 今後のスケジュール (2) 協働のまちづくり基本指針（素案）の読み合わせ及び意見交換
第 4 回	平成 22 年 8 月 13 日	役場第 2 会議室	協働のまちづくり基本指針の協議
第 5 回	平成 22 年 8 月 23 日	役場第 2 会議室	協働のまちづくり基本指針の協議
第 6 回	平成 22 年 9 月 6 日	役場第 2 会議室	協働のまちづくり基本指針の協議
第 7 回	平成 22 年 9 月 14 日	役場第 2 会議室	協働のまちづくり基本指針の協議
第 8 回	平成 22 年 11 月 12 日	保健福祉総合センター ボランティア室	1. 協働のまちづくり基本指針について パブリック・コメントの結果 2. 協働のまちづくり基本指針概要版の協議
第 9 回	平成 22 年 12 月 1 日	保健福祉総合センター 研修室 B	協働のまちづくり基本指針概要版の協議
第 10 回	平成 22 年 12 月 22 日	保健福祉総合センター 研修室 B	協働のまちづくり基本指針概要版の協議

あとがき

まちの憲法といわれる「上富良野町自治基本条例」が平成21年4月に施行されました。

上富良野町自治基本条例に基づき、町民、議会、行政が一体となって、協働のまちづくりを進めるための仕組みをつくり、町民主体の公正で民主的な自治の実現を図ることを検討するため、平成21年5月に「上富良野町協働のまちづくり推進準備委員会」が設置されました。

この推進準備委員会は、関係団体や公募委員に加え、町議会議員、町職員を含む15名で構成され、1年間で19回開催されました。

自治基本条例の学習、ワークショップによる学習、そして「協働のまちづくり基本指針（素案）」の検討に入り、委員同士が本音で意見をぶつけ合う、まさに白熱した議論を展開しました。

そして、一つひとつ積み重ねて、平成22年3月「上富良野町協働のまちづくり基本指針（素案）」が作成され、4月6日に向山町長に手渡されました。

平成22年5月には、推進準備委員会の後を受けた「上富良野町協働のまちづくり推進委員会」が設置され、素案を元に「上富良野町協働のまちづくり基本指針」の策定に取りかかりました。

推進委員会は、6月から7回開催され、多くの議論を重ねながら、9月に「上富良野町協働のまちづくり基本指針（案）」がまとめられ、9月24日から、10月25日までパブリックコメント制度により公表させていただきました。

この基本指針が今後の上富良野町の施策や町民の皆様の活動に生かされ、協働のまちづくりの輪が広がることを期待しています。

上富良野町協働のまちづくり推進委員会